

国と自治体が一体的に取り組む 待機児童解消「先取り」プロジェクト

(概要)

待機児童の現状

○3年連続で増加（平成22年4月1日現在で待機児童総数は26,275人）

○「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」は23%（4人に1人）〔平成22年4月1日現在〕

待機児童解消を阻む【壁】

制度のシバリ

財源の不足

場所の不足

人材の不足

壁を突破できない！

なぜ、今までは待機児童解消ができなかったのか？（行政の隘路）

横並び意識

全国一律の制度でなければならない

財政支援の既成概念

財政に余裕のある自治体には
上乘せ支援なし

職員の確保と育成 は現場まかせ

お金を出せば
自治体がやるはず

既存ルールへの こだわり

保育は土地・施設を備えた
認可保育所の仕事

「制度外」への偏見

認可外保育所は
全て質が悪い

自治体の【知恵】を吸収

待機児童解消「先取り」プロジェクト

「新システム」の前倒し

モデル実施

待機児童が多く「先取り」
発想で意欲的に取り組む
自治体から実施

待機児童が多い 都市部もカバー

上乘せ支援の
対象自治体を拡大

共通部分は 国と自治体共同で

保育人材への研修プログ
ラムの開発と提供

保育ニーズの変動に 柔軟に対応

賃貸物件の活用や
施設不要の家庭的保育の拡充

質が良ければ 認可以外にも

認可外保育所でも最低基準
を満たす保育所には支援

子ども・子育て新システム

効果が高く、他の地域への応用が期待できるものは全国展開

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」で何が変わるのか？

都市部もカバーした整備費の上乗せ支援

待機児童の多い自治体が行う保育所整備費用等については補助率嵩上げ
※ 通常1/2 → 嵩上げ後2/3



待機児童が多い都市部もカバー

補助率嵩上げ要件の緩和を図り、賃貸物件による保育所分園等の設置を促進する

保育所整備のための土地借上げ支援

—



保育ニーズの変動に柔軟に対応

土地を賃借しての保育所整備に対し、土地借料補助を行い、大都市部等用地取得困難な地域を中心に、保育所整備を促進する

施設が不要な家庭的保育の拡充

家庭的保育者(保育ママ)が自身の居宅等において、少数の児童の保育を実施(3人~5人)



保育ニーズの変動に柔軟に対応

複数の家庭的保育者(保育ママ)が同一の場所で保育を実施(最大3ユニット・利用児童数9人まで)し、家庭的保育の拡充を図る

質を確保した認可外保育施設への公費助成

—



質が良ければ認可以外にも

「子ども・子育て新システム」での指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を「先取り」で公費助成の対象とし、供給の拡大につなげる

保育を担う潜在的な人材の掘り起こしや再教育

保育士資格を取得していながら保育所等で就労していない保育士等に対する研修事業を実施



共通部分は国と自治体共同で

保育士資格保有者の再就職支援のための効果的な研修プログラムの作成、モデル的な研修及び相談会等を行い、今後研修を実施する自治体の支援を図り、潜在的な人材の掘り起こしや再教育の強化を図る

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の流れ

平成23年度 [200億円]

対象 : 待機児童ゼロに先進的に取り組むモデル自治体で実施

約3.5万人分
の保育サービスの供給増促進

→ {
・約1万人の雇用創出
・最大約3.5万人が就労可能に

平成24年度 [500億円]

実施自治体の拡大 (対象 : 待機児童のいる全ての自治体)

約8.8万人分
の保育サービスの供給増促進

→ {
・約2.5万人の雇用創出
・最大約8.8万人が就労可能に

平成25年度以降 「子ども・子育て新システム」の施行

全ての自治体で実施

約41万人分
の保育サービスの供給増促進

→ {
・約13万人の雇用創出
・最大約41万人が就労可能に

※平成29年度までの累積

保育の質と量の確保

成長への貢献

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」に参加する自治体の取組

自治体による「待機児童ゼロ計画」の策定

☆ 発想の転換

「後追い」発想 : 待機児童がいるから保育所を整備する(「後追い」)発想



「先取り」発想 : 潜在的な保育ニーズを考慮(「先取り」)して待機児童解消を積極的に図る発想

☆ 様々な手段をパッケージで実施

既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」 の確保

家庭的保育事業の拡充や、最低基準を満たした認可外保育サービスの拡充などにより、保育サービス量を確保

「場所」の確保

公園、賃貸物件の活用などにより、場所確保を容易にし、特に都市部の一過性の保育ニーズの高まりにも対応

「人材」の確保

研修プログラムの開発や働きやすい環境の整備により、経験を積み、一定の能力を有する保育サービス人材を確保

〔参考1〕

具体的施策

〔所要見込額：200億円（平成23年度）〕

- 平成23年度保育関係予算要求額【4,421億円】
- 「安心こども基金」(~平成23年度)【2,700億円】(補正予算に1,000億円の積み増しを計上)

①既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保

〔家庭的保育の拡充〕

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等

〔認定こども園の普及促進等〕

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

〔最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成〕

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。

- 新・最低基準を満たした認可外保育施設に対する運営支援
- ・雇用者が利用者の半数に満たない事業所内保育施設も一部助成対象とすることなど、事業所内保育施設の運営費補助の拡充

など

②「場所」の確保

〔保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保〕

公共施設(庁舎、学校等)などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等(再掲)

〔保育所整備等のための土地の確保〕

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

- 新・土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く
- ・公園用地の活用

など

③「人材」の確保

〔短時間勤務保育士を活用したローテーション〕

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

〔保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育〕

- ・研修プログラムの開発、研修会等の実施

〔保育労務環境改善に向けた取組〕

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労務環境整備により人材確保を側面的に促す。

〔保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築〕

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

など

【参考2】

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」 と「新システムの構築」の成長への貢献

①待機児童の解消

「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」

平成26年度35% (3人に1人)

⇒平成29年度44% (潜在的な保育ニーズにも対応した待機児童ゼロの水準)

「子ども・子育てビジョン」
(平成22年1月29日閣議決定)

②雇用の拡大

- ・ 子育てサービス従事者の増 約16万人以上〔平成29年度〕
- ・ 子育て期の女性の就労促進 就業率(25～44歳、女性) 73%〔平成32年〕
- ・ 少子化に歯止め → 将来の経済社会の担い手増〔長期〕

「新成長戦略」
(平成22年6月18日閣議決定)

③所得の増加

女性の就業継続等による収入増 約3.3兆円以上〔平成32年度〕
子育てサービス従事者の所得増 約0.5兆円以上〔平成29年度〕

「新成長戦略」
(平成22年6月18日閣議決定)

④子どもが必要とする サービスの提供と ニュービジネス創出

- ・ 子どもが必要とする質の確保された保育サービスの提供
- ・ 多様な形態による保育サービスの提供と保育を担う人材の質向上のためのニュービジネスの創出